

さかいでし す がいこくじん せいかつ が い ど  
坂出市に住む外国人のための生活ガイド



さかいでしこくさいこうりゅうきょうかい  
坂出市国際交流協会

# さかいでし す がいこくじん せいかつ が い ど 坂出市に住む外国人のための生活ガイド

## もくじ 目次

1.	さかいでし 坂出市について	2
2.	さかいで ち す 坂出の地図	3
3.	た す ひつよう 助けが必要なとき	4
	じしん たいふう 地震・台風	
4.	し やくしょ 市役所	9
	とうろく 登録	
5.	ごみの わ かけ だし ごみの分け方と出し方	14
6.	すいどう でんき がす でんわ 水道，電気，ガス，電話	19
7.	びょういん びょうき ほけん 病院・病気のときの保険	20
8.	こ 子ども	22
9.	ぜいきん 税金	28
10.	こうつう ろーる 交通ルール	30
11.	にほんごきょうしつ 日本語教室	32
12.	いじゅうしゃ しんこんせたい ほじょきん 移住者や新婚世帯への補助金	33
13.	そうだん 相談するところ	34

## ふろく <付録>

1.	た す ひつよう 助けが必要なとき	つか ちしき に使える知識	35
2.	びょういん 病院	つか ちしき で使える知識	37

# 1. 坂出市について

めんせき  
面積: 92.46km<sup>2</sup>

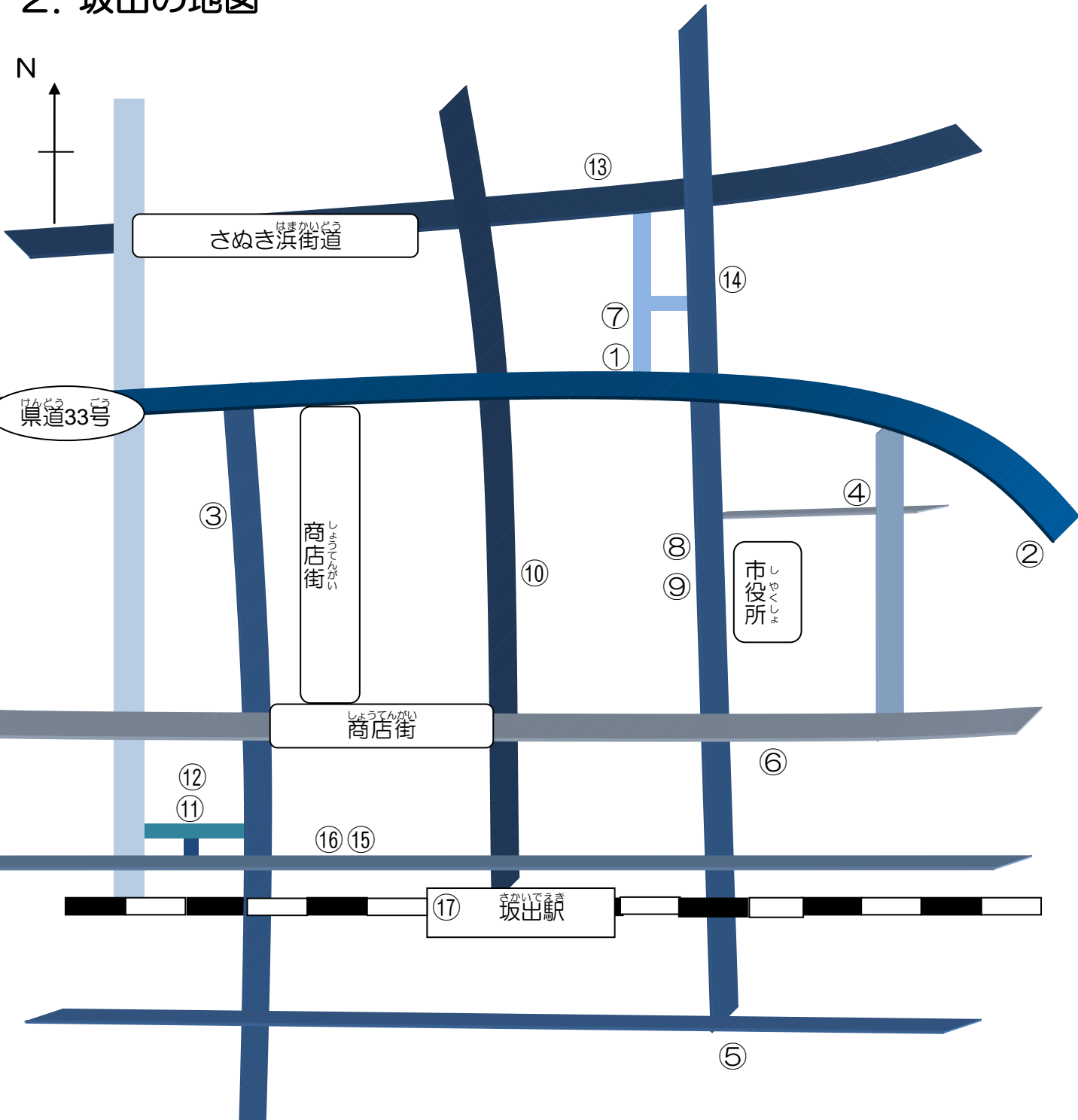
じんこう  
人口: 48,626人(2024年2月現在)

坂出市は香川県のほぼ真ん中にあり、県庁がある高松市の西側にあり、瀬戸内海に面しています。1988年に瀬戸大橋が開通して以来、四国と本州をつなぐ四国側の玄関口として知られています。古くは全国でも有数の塩田のまちとして繁栄し、塩の積み出し港として、また四国屈指の貿易港を持つまちとしても発展してきました。現在沿岸部は県下最大の工業地帯として栄えています。



## 2. 坂出の地図

N



- |                          |                            |                             |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| ① 消防署<br>しょうぼうしょ         | ⑦ 教育委員会<br>きょういくいいんかい      | ⑬ 市立体育館<br>しりつたいいくなん        |
| ② 警察署<br>けいさつしょ          | ⑧ ハローワーク坂出<br>はろーわーくさかいで   | ⑭ 坂出商工会議所<br>さかいでしょうこうかいぎしよ |
| ③ 市立病院<br>しりつびょういん       | ⑨ 坂出郵便局<br>さかいでゆうびんきょく     | ⑮ 香風園<br>こうふうえん             |
| ④ 回生病院<br>かいせいびょういん      | ⑩ 市民ホール<br>しみんほーる          | ⑯ 市民ふれあい会館<br>しみんふれあいかいかん   |
| ⑤ 聖マルチン病院<br>せいまるちんびょういん | ⑪ 大橋記念図書館<br>おおはしきねんとしょかんと | ⑰ 坂出駅前交番<br>さかいでえきまえこうばん    |
| ⑥ 東部小学校<br>とうぶしょうがっこう    | ⑫ 市民美術館<br>しみんびじゅつかん       |                             |

### 3. 助けが必要なとき・地震・台風

#### A) 交通事故や犯罪の場合：警察へ（110番）

あわてず、はっきりと「いつ、どこで、<sup>なに</sup>何がおきたのか」を  
正確に伝え、あなたの名前と連絡先を教えてください。

事故の場合は「事故です」、泥棒の場合は「泥棒です」と伝えます。  
携帯電話や公衆電話から24時間通報できます。



#### B) 火事や救急の場合：消防へ（119番）

火事的时候は、「火事だ」と大きな声で近所の人に知らせ、119番  
で消防署に連絡しましょう。

##### ひごろの備え

- 消火器が使えるか確認しておきましょう

けがや急な病気のときは、消防署に電話するか大きな声  
で近くの人を呼び、「救急車をお願いします」と伝えます。  
携帯電話や公衆電話から24時間通報できます。



※坂出市消防本部管内の119番通報は、英語や中国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、フランス語で通話できます。

#### C) 地震

日本は地震の多い国なので、日ごろから対策と心構えをしておく  
ことが大切です。

##### ひごろの備え

- 避難所の確認
- 非常持ち出し袋の準備（飲料水・非常用食料・救急箱）



けいたいらじお かいちゅうでんとう ろうそく ライターなど)  
携帯ラジオ・懐中電灯・ろうそく・ライターなど)

- 倒れやすい家具などを固定する。



## 地震が起きたとき

- 安全に避難できる道を確保し、机やテーブルのしたにもぐり身の安全を確保してください。
- あわてて外に飛び出さず、揺れがおさまってからガスやストーブなどの火を消してください。
- 壊れたガラスなどが飛び散っていると危険なので、外へ出るときは必ず、靴を履いて避難してください。避難は徒歩でしてください。
- 狭い路地や塀ぎわ、がけや川べりには近寄らないようにしてください。
- 指定された避難所に避難してください。
- テレビやラジオなどの正しい情報に従って行動してください。
- 津波に注意してください。



その他の詳しい防災情報は、香川県ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kokusai/live\\_together/m\\_disaster/guidebook.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kokusai/live_together/m_disaster/guidebook.html)

## D) 台風

日本では6月から9月ごろに台風が多く、強風や多量の雨で洪水やがけ崩れなどの被害が出ることがあります。

### 台風への備え

- 台風は強風を伴うので、ガラス戸を補強し、雨戸・シャッターなどは閉めてください。

- 風で飛ばされそうな物は、あらかじめ家の中に入れておいてください。
- 台風が近づいてきた時には、テレビやラジオ、インターネットなどの気象情報に注意してください。
- 非常持ち出し袋（飲料水・非常用食料・救急箱・携帯ラジオ・懐中電灯・ろうそく・ライターなど）を用意しておきましょう。
- 避難所を確認しておきましょう。

その他の詳しい防災情報は、香川県ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kokusai/live\\_together/m\\_disaster/guidebook.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kokusai/live_together/m_disaster/guidebook.html)

## E) 指定緊急避難場所および指定避難所一覧

避難所は、災害の時に、家にいると被害を受ける可能性がある人や、家に住めなくなった人が、避難する場所です。小学校・中学校の体育館などが避難所として使われます。災害が長引くと、食事やボランティアのサービスを受けることもできます。

坂出市には、指定緊急避難場所・指定避難所の2種類の避難所があります。指定緊急避難場所は、災害が起きたとき、または起きそうなときに、危険から身を守るために一時的に逃げる場所です。洪水や津波など、災害の種類ごとに場所を指定しています。一時的なので、食べ物や水はおいではありません。指定避難所は、災害が起る危険がなくなった後、自宅が被害にあって生活できない場合に利用できます。そこで避難生活を送るため、食べ物や水をおいています。

詳しくは市役所 危機管理課へお問い合わせください。(TEL 0877-44-5023)



していきんきゅうひなんばしよ していひなんじょいちらん  
 指定緊急避難場所および指定避難所一覧

していきんきゅうひなんばしよ 指定緊急避難場所	じゅうしよ 住所	でんわ 電話 ばんごう 番号	てき ふてき かいじじょう ひなんかのう ○は適、一は不適、△は2階以上で避難可能、▲は3階以上で避難可能								していひなんじょ 指定避難所 ◎は利用可能 りようかのう 一は利用不可
			こうすい 洪水	しゅうちゅう 集中 ごう 豪雨 (内水氾濫)	がけくす 崖崩れ・ どせきりゅう 土石流・ じすべり	たかしお 高潮	じしん 地震 (津波 なし)	つなみ 津波	ため池 ため池	だいきほ 大規模 な火事	
さかいでしょうがっこう 坂出小学校	しろがねちやう 白金町1-3-7	0877-46- 2124	△	△	○	▲	○	—	—	○	◎ (体育館)
さかいでこうぎやうこうとうがっこう 坂出工業高等学校 しんぎかん 心技館	ごふしよちやう 御供所町1-1-2	0877-46- 5191	—	—	○	—	○	—	○	○	◎ (心技館)
さかいでしょうぎやうこうとうがっこう 坂出商業高等学校 しんたいいくかん 新体育館	あおばちやう 青葉町1-13	0877-46- 5671	—	—	○	—	○	○	—	○	◎ (新体育館)
かがわだいがくふそくさかいで 香川大学附属坂出 ちゅうがっこう たいいくかん 中学校 体育館	あおばちやう 青葉町1-7	0877-46- 2695	—	—	○	—	○	○	—	○	◎ (体育館)
さかいでこうとうがっこう 坂出高等学校 しんたいいくかん 新体育館	ぶんきやうちやう 文京町2-1-5	0877-46- 5125	—	—	○	—	○	—	—	○	◎ (新体育館)
かがわだいがくふそくさかいで 香川大学附属坂出 しょうがっこう たいいくかん 小学校 体育館	ぶんきやうちやう 文京町2-4-2	0877-46- 2692	—	—	○	—	○	—	—	○	◎ (体育館)
さかいでだいいちこうとうがっこう 坂出第一高等学校 たいいくかん ぶどうじやう 体育館・武道場	こまどめちやう 駒止町2-1-3	0877-46- 2157	△	△	○	—	○	—	—	○	◎ (体育館・ ぶどうじやう 武道場)
なんぶこうみんかん 南部公民館	いけそのちやう 池園町3-46	0877-46- 5480	△	○	○	△	○	○	—	○	—
ちゅうおうたいいくかん 中央体育館	ことぶきちやう 寿町3-1-2		—	—	○	—	○	—	○	○	◎
しみんふれあいかいかん 市民ふれあい会館	ほんまち 本町1-2-1	0877-44- 5070	△	△	○	▲	○	—	○	○	◎
さかいでしりつたいいくかん 坂出市立体育館	いりふねちやう 入船町2-1-59	0877-45- 6670	○	○	○	△	○	—	○	—	◎
とうぶしょうがっこう 東部小学校	むろまち 室町1-1-21	0877-46- 0234	△	△	○	▲	○	—	○	○	◎ (体育館)
とうぶちゅうがっこう 東部中学校	くめちやう 久米町2-7-46	0877-46- 2159	△	△	○	▲	○	—	○	○	◎ (体育館)
しみんひろば 市民広場	きやうまち 京町1-3793-49		—	—	—	—	○	—	—	○	—
かなやましょうがっこう 金山小学校	たにまち 谷町3-1-23	0877-46- 2329	○	○	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
にしのしょうがっこう 西庄小学校	にしのしょうちやう 西庄町524-5	0877-46- 2662	△	△	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
にしのしょうこうみんかん 西庄公民館	にしのしょうちやう 西庄町456-9	0877-46- 6731	△	△	○	△	○	○	○	○	—
にしのしょうぶんかせんたー 西庄文化センター (西庄児童館含む)	にしのしょうちやう 西庄町1155-1	0877-46- 5884	△	△	△	○	○	○	○	○	—
はやしだしょうがっこう 林田小学校	はやしだちやう 林田町2215-1	0877-47- 0270	△	△	○	△	○	○	○	○	◎ (体育館)
はくほうちゅうがっこう 白峰中学校	はやしだちやう 林田町181-1	0877-47- 0211	△	△	○	△	○	○	○	○	◎ (体育館)
はやしだこうみんかん 林田公民館	はやしだちやう 林田町636-5	0877-47- 0201	△	△	○	△	○	○	○	○	—



指定緊急避難場所	住所	電話番号	〇は適、一は不適、△は2階以上で避難可能、▲は3階以上で避難可能								指定避難所 ◎は利用可能 一は利用不可
			洪水	集中豪雨 (内水氾濫)	崖崩れ・ 土石流・ 地すべり	高潮	地震 (津波 なし)	津波	ため池	大規模 な火事	
加茂小学校	加茂町1098-3	0877-48-0601	△	△	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
加茂公民館	加茂町645-7	0877-48-0350	△	△	○	○	○	○	—	○	—
旧瀬居小学校	瀬居町1500-1	0877-46-9194	○	○	○	△	○	○	○	○	◎ (体育館)
旧瀬居中学校	番の州町11	0877-46-9193	○	○	○	△	○	○	○	○	◎ (体育館)
万葉会館	沙弥島70-1	0877-46-9154	○	○	○	△	○	○	○	○	◎
中央公民館 与島分館	与島町102	0877-43-0002	○	○	○	—	○	—	○	○	◎
与島開発総合センター	与島町514-22	0877-43-0766	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
旧岩黒小・中学校	岩黒240	0877-43-0104	○	○	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
中央公民館櫃石分館 (旧櫃石小・中学校を含む)	櫃石585-17	0877-43-0203	○	○	○	△	○	○	○	○	◎
府中小学校	府中町1193-3	0877-48-0610	△	△	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
府中公民館	府中町1145-6	0877-48-0101	△	△	○	○	○	○	○	○	—
香川県広域水道企業団 広域送水管理センター	府中町1265-1	0877-48-0511	○	○	○	○	○	○	○	○	—
香川県埋蔵文化財 センター	府中町5001-4	0877-48-2191	○	○	○	○	○	○	○	○	—
坂出中学校	小山町2-1	0877-46-1188	○	○	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
川津小学校	川津町3093-3	0877-46-3884	○	○	○	○	○	○	○	○	◎ (体育館)
川津公民館	川津町4939	0877-46-2553	△	△	○	○	○	○	—	○	—
川津文化センター	川津町6100	0877-45-6824	○	○	○	○	○	○	○	○	—
松山小学校	高屋町1050-1	0877-47-0606	○	○	○	▲	○	—	—	○	◎ (体育館)
松山公民館	高屋町1100-1	0877-47-0903	○	○	○	—	○	—	—	○	—
交流の里おうごし	王越町木沢 1197-8	0877-42-0102	○	○	△	○	○	○	○	○	◎ (体育館)

## 4. 市役所でする登録

### A) 外国人登録制度の廃止と住民票の交付

平成24年（2012年）7月、外国人登録の制度がなくなり、新しい在留管理の制度がはじまりました。これにより外国人にも住民票が作成されるようになりました。

< 住民票が作られる人 >

- ① 日本に3か月より長く滞在できる中長期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一次庇護許可者または仮滞在許可者
- ④ 出生または日本国籍を失ってから60日以内の外国人

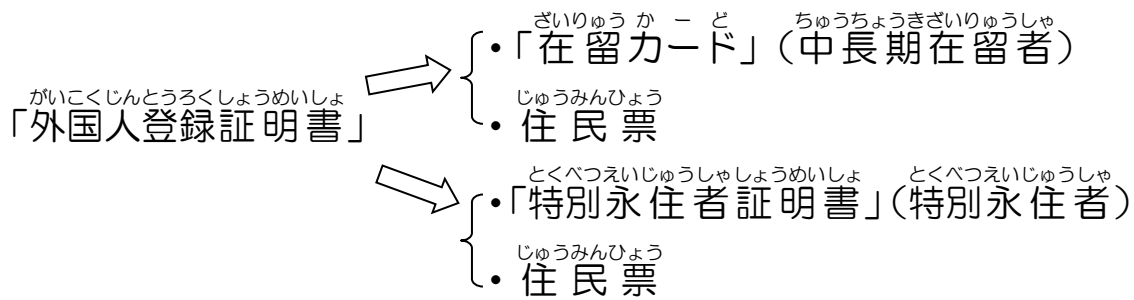
在留資格が3か月以下の方、「短期滞在」や在留資格がない方、日本に住んでいない方には住民票は作られません。

現在、外国人登録をしている方でも、在留資格の変更等で住民登録の対象とならなければ住民票は作られません。

### B) 在留カード・特別永住者証明書

これまでの「外国人登録証明書」に代わり、中長期在留者には「在留カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。

「在留カード」は高松出入国在留管理局（新規入国者は上陸した空海港）で、「特別永住者証明書」は市役所でそれぞれ交付されます。今お持ちの外国人登録証明書は、次の確認年月日までは在留カード、特別永住者証明書とみなしますので、すぐに切り替える必要はありません。中長期在留者は在留資格の変更や在留期間の更新などの許可を受けた時、在留カードが交付されます。なお、在留カードは常時携帯しなければいけません。



### C) 新たな在留管理制度に関するいろいろな手続き

どこで	なにを	持ちもの・注意点
しやくしょ 市役所 しみんか 市民課	じゅうみんひょう こうふ 住民票の交付	ざいりゅうかーど とくべつ 在留カードまたは特別 えいじゅうしゃしょうめいしょ 永住者証明書
	ちゅうちようきざいりゅうしゃ じゅうきよち とどけで 中長期在留者の住居地の届出	ざいりゅうかーど も 在留カードを持って14 かいない ざいりゅうかーど 日以内に。在留カードが ごじつ こうふ かた りよけん 後日交付される方は旅券 をお持ちください。
	とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ こうふ 特別永住者証明書の交付	しゃしん りよけん がいきん 写真*と旅券および外国人 とうろくしょうめいしょ 登録証明書
	てんしゅつとどけ てんにゅうとどけ てんきよとどけ てい 転出届・転入届・転居届の提 しゅつ 出	ざいりゅうかーど とくべつ 在留カードまたは特別 えいじゅうしゃしょうめいしょ 永住者証明書
たかまつ 高松 しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅう 在留 かんりきょく 管理局	へいせい ねん がつ か まえ 平成24年7月9日より前から にほん ざいりゅう ちゅうちようきざいりゅうしゃ 日本に在留する中長期在留者 への在留カードの交付	しゃしん りよけん ざいりゅうしかく 写真*、旅券、在留資格 しょうめいしょ がいきんとうろくしょうめいしょ 証明書、外国人登録証明書 および資格外活動許可書 （交付を受けている方の み）
	しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき 氏名・生年月日・性別・国籍の へんこう 変更	りよけん しゃしん ざいりゅうかーど 旅券、写真*および在留カ ードを持って14日以内 に届けること。

どこで	なにを	持ちもの・注意点
たかまつ 高松 しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅう 在留 かんりきょく 管理局	はいぐうしゃ みぶん ざいりゅう もの 「配偶者」の身分で在留する者 はいぐうしゃ りこん しべつ ととき で配偶者と離婚・死別した時の とどけで 届出	ざいりゅう か ー ど も 在留カードを持って14 か い ない とど 日以内に届けること。
	ぎじゅつ りゅうがく どう しかく 「技術」「留学」等の資格で ざいりゅう もの しょぞく きかん 在留する者の所属機関 めいしょう しょざいち へんこう (名称・所在地)の変更	ざいりゅう か ー ど も 在留カードを持って14 か い ない とど 日以内に届けること。

\*写真は本人のみが撮影されたもので、縦4センチ横3センチ、無帽で  
しょうめん む げつない さつえい  
正面を向いたもの、3か月以内に撮影されたもの、背景がないもの  
はいけい

くわ とい あ さき  
詳しい問い合わせ先

さかいでしやくしょ しみんか  
坂出市役所 市民課 (TEL 0877-44-5005)

たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく  
高松出入国在留管理局

かがわけんたかまつしはまのちょう はまのちょうぶんちようしゃ  
香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎 (TEL 087-822-5851)

うけつけじかん ごぜん じ ごご じ そうだんいん たいおうかのう ど にちようび  
受付時間：午前9時～午後4時(相談員の対応可能)、土・日曜日、

きゅうじつ のぞ  
休日を除く

がいこくじんざいりゅうそうごういんふおめーしょんせんたー  
外国人在留総合インフォメーションセンター (TEL 0570-013904)

うけつけじかん ごぜん じ ごご じ ど にちようび きゅうじつ のぞく えいご  
受付時間：午前9時～午後5時、土・日曜日・休日を除く(英語

かんこくご ちゅうごくご すぺいんごとうかのう  
韓国語・中国語・スペイン語等可能)

ほうむしょうほーむぺーじ  
法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

しゅつにゅうきょくかんりちようほーむぺーじ  
出入局管理庁ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/>

けっこん りこん しゅっさん とど で  
D) 結婚・離婚・出産などの届け出

にほん きょじゅう がいこくじん にほんこくない けっこん りこん しゅっしょう しぼう  
日本に居住している外国人も日本国内で結婚・離婚・出生・死亡

ばあい ちいき やくしょ とどけで  
した場合は地域の役所に届出をしなくてははいけません。

① 婚姻届

ど こ に：

i. 結婚する人のどちらかが日本人の場合→本籍地か住んでいる場所の役所

ii. 外国人同士の場合→住んでいる場所の役所、あるいは母国の在日大使館または領事館

届出の時、保証人2人の署名が必要です。その他必要な書類等は国によって異なるので、詳しくは市役所 市民課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5005) なお、氏名の変更があった場合は14日以内に高松出入国在留管理局へ届け出てください。(TEL 087-822-5851)

② 離婚届

ど こ に：市役所 市民課と在日大使館または領事館の両方届出の時、保証人2人の署名が必要です。その他必要な書類等については市役所 市民課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5005)

なお、「配偶者」の身分で在留する者で配偶者と離婚した場合は14日以内に高松出入国在留管理局へ届け出てください。(TEL 087-822-5851) 詳しくは市役所 市民課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5005)

③ 出生届

い つ：生まれた日から14日以内

ど こ に：生まれた場所または届出人の住所地の役所

もちもの：出生届、医師の証明のある出生証明書・母子健康手帳

両親またはどちらかが日本国籍でない場合は、自分の国の大使館または領事館にも届出をします。

なお、生後60日以上滞在する場合は、在留資格の取得が必要になりますので出生から30日以内に高松出入国在留管理局に申請してください。(TEL 087-822-5851) 詳しくは市役所 市民課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5005)

#### ④ 死亡届

いつ：死んだことを知ってから7日以内

だれが：親族または同居者

どこに：死亡した場所または住んでいる場所の役所に届け出てください

もちもの：医師の証明のある死亡届書、死亡した人の在留カードまたは特別永住者証明書

また、母国の在日大使館または領事館にも届け出てください。なお、「配偶者」の身分で在留する者で配偶者と死別した場合は14日以内に高松出入国在留管理局へ届け出てください。(TEL 087-822-5851) 詳しくは市役所 市民課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5005)

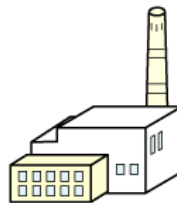
## 5. ごみの分け方と出し方

坂出市では地域によって、またごみの種類によって収集日が異なります。「ごみの区分と出し方」を参考にしてください。

ごみは分別し、収集日の午前8時30分までに、決められた収集場所に出してください。

燃えるごみと燃えないごみを入れる袋は指定されており、市内のスーパーマーケットなどで販売されています。

収集日と収集場所については市役所生活環境課にお問い合わせください。(TEL 0877-46-4503)



坂出市指定ごみ袋 (燃えるごみ・燃えないごみ)

### ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

種類ごとのごみの出し方やごみを出す日、また分別方法などが分からないときは、無料アプリ「さんあ〜る」を利用して、ごみを正しく出すようにしましょう(日本語のみ)。




Apple Store からダウンロード



Google Play からダウンロード




## ごみの区分と出し方

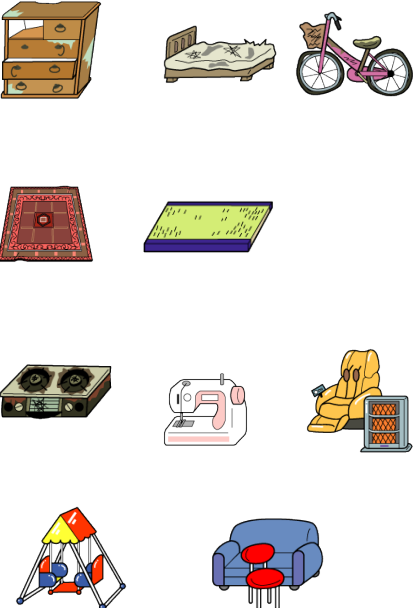
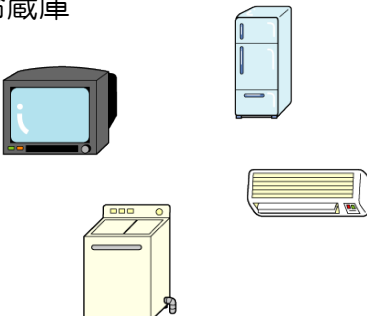
家庭ごみや資源ごみは決められた収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。ごみの種類や地域によって収集日は異なります。詳しくは市役所生活環境課までお問い合わせください。(TEL 0877-46-4503)

種類	品目	注意点
燃えるごみ	<p>生ごみ、紙類、灰、毛布、靴、木くず、衣類、ビデオテープ、紙おむつ、輪ゴム、発泡スチロール、緩衝材、梱包材、ビニール製品</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみは指定収集袋に入れて出してください。</li> <li>生ごみは水切りを十分にしてください。</li> <li>ごみは指定収集袋に入る大きさにしてください。</li> <li>竹串などは危険のないように紙に包んでください。</li> <li>灰は水を含ませて消火してから出してください。</li> <li>木くずは少量ずつ出してください。</li> <li>食用油は紙や布にしみこませるか凝固剤で固めてください。</li> <li>油などで汚れが落ちない容器やトレーは、燃えるごみとして出してください。</li> </ul>



<p>燃えない ごみ</p>	<p>プラスチック製品、おもちゃ、ハンガー、歯ブラシ、金属、アイロン、アルミニウム、ガラス、炊飯器など小型電気器具、手鏡、ラジオ、カメラ、陶器類、傘、60センチ以下の蛍光灯</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみは指定収集袋に入れて資源ごみの日にお願いします。</li> <li>割れたガラス、カミソリ、刃物、針などは危険がないよう紙などに包んで出しましょう。</li> <li>ガラスビン、缶などですすいでも汚れがとれないものはこの区分です。</li> </ul>
<p>資源ごみ</p>	<p>ビン類、缶類、下記のマークがついたペットボトル、乾電池、ライター</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>スプレー缶と卓上ガスボンベは他の缶と分けましょう。</li> <li>ビン類は次の4種類に分けてお願いします：茶ビン、透明ビン、生ビン、その他</li> <li>キャップやふたは除き、不燃ごみ（燃えないごみ）か資源ごみに出してください。</li> <li>ライターは使い切ってから出してください。</li> <li>ビン・缶・ペットボトルは必ず水洗いして出しましょう。</li> <li>この区分のごみは、住んでいる地域の資源ごみの日に、指定の場所にあるかごや箱に分けて出してください。</li> </ul>

<p>しげん 資源ごみ</p>	<p>かき まーく の つい た 下記 の マーク の つい た ぶら す ち っ く よう き ら っ ぶ る い プラスチック容器・ラップ類; よーくると ぶりん とう ヨーグルト・プリン 等 の か っ ぶ っ け っ ぶ め っ ぶ っ け っ ぶ カップ、カップ麺の容器、 は っ ぽ う と れ ー た ま こ け ー す 発泡トレー、玉子ケース、 し ゃ ん ぶ ー よ う ぼ と る し ょ う ゆ シャンプー用 ボトル、 醤油 ぼ と る け ち ゃ っ ぶ ぼ と る ボトル、ケチャップボトル、 とうめい ほう そう よう ぶ い る む ぼ り ぶ く ろ 透明包装用フィルム、ポリ袋</p>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>• とうめい ぼ り ぶ く ろ い 透明なポリ袋に入れてください。</li> <li>• ようき と れ ー み す あ ら 容器やトレーは水洗いしてください。</li> <li>• き ゃ っ ぶ と の そ し ゅ る い ぶ ん べ つ キャップは取り除いて、種類により分別し てください。</li> <li>• あ ぶ ら よ こ れ お 油など、汚れが落ちない容器やトレーは、 も 燃 え る ご み と し て だ 燃えるごみとして出しててください。</li> </ul>
	<p>しんぶん ちらし かみ ぱ っ く だん 新聞、チラシ、紙パック、段 ぼーる ざ っ し ほう そう し ボール、雑誌、包装紙</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• かみ ぱ っ く み す あ ら か ん そ う き り ひ ら 紙パックは水洗いして乾燥させ、切開いて ひら だ 平たくして出しててください。</li> <li>• う ち が わ し ろ い が い か み ぱ っ く も 内側が白以外の紙パックは燃やせるごみ だ に出しましょう。</li> <li>• だん ぼ ー る しんぶん ちらし ざ っ し あ つ が み 「段ボール」「新聞・チラシ」「雑誌・厚紙」 かみ ぱ っ く し ゅ る い 「紙パック」は種類ごとにひもでしばって ください。</li> <li>• ざ っ し か み る い び に ー る 雑誌など、紙類についているビニール、 ぶら す ち っ く き ん そ く か な ら と の そ プラスチック、金属は必ず取り除いてく ださい。</li> </ul>

<p>そだい 粗大ごみ</p>	<p>かく ベッド がらすと ただみ 家具、ベッド、ガラス戸、畳、 じてんしゃ あみど でんき きぐ 自転車、網戸、電気器具 (エアコン、テレビ、洗濯機、 れいぞうこ も ぶんるい 冷蔵庫、燃えないごみに分類 される小型電気器具を除く)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>こべつしゅうしゅう ばあい かくしなひと 戸別収集の場合は、各品一つにつき ですうりよう しはら 手数料を支払ってください。</li> <li>こべつしゅうしゅう きぼう ばあい 戸別収集を希望される場合は、あらかじめ市役所 生活環境課に申し込みし、 しやくしょ せいかつかんきょうか もう こ 収集日を決定します。(TEL 0877-46-4503)</li> <li>ですうりよう さき おさ 手数料を先に納めていただき、市の しゅうしゅういん しゅうしゅう うかが 収集員が収集に伺ったときに りょうしゅうしょ かくにん 領収書を確認させていただきます。</li> <li>じこ はんにゅう きぼう ばあい さかいでし 自己搬入を希望される場合は坂出市 りさいくる ぶらさ ちよくせつも こ リサイクルプラザに直接持ち込んでくだ さい。(TEL 0877-44-2320) 100k g ま で 1,000円、10 k g まで増すごとに えんつい か へいじつ ごご し じ まいつきだい 100円追加、平日午後1時～4時、毎月第 にちようびごぜん し じ ごご し じ 2日曜日午前9時～12時と午後1時～4時</li> <li>せたい 世帯によっては粗大ごみの収集手数料 めんじょ ばあい が免除される場合があります。</li> <li>そだい 粗大ごみには、市で収集できないものが あります。 くわ しやくしょ せいかつかんきょうか と あ 詳しくは市役所 生活環境課にお問い合わせ してください。(TEL 0877-46-4503)</li> </ul>
<p>かてん 家電リサイ クル</p>	<p>せんたくき えあこん てれび 洗濯機、エアコン、テレビ、 れいぞうこ 冷蔵庫</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>さき せいひん しょうぶん ばあいいりさいくる 左記の製品を処分する場合リサイクル りょうきん ひつよう せいひん こうにゅう こうりてん 料金が必要です。製品を購入した小売店 もしくは、同じ種類の製品を買おうとして こうりてん ひ と いらい いる小売店に引き取りを依頼してくださ い。うんぱんりょう しはら ひつよう 運搬料の支払いも必要です。</li> <li>りょうきん おお めーかー 料金は大きさやメーカーによって異なり ます。</li> </ul>

## 6. 水道、電気、ガス、電話

### A) 水道・下水道

水道を新たに使用するとき、または使用を中止するときは香川県  
広域水道企業団 中讃ブロック統括センター (TEL 0877-98-1107)  
に連絡してください。水道料金は、基本料金と使用量料金の合計  
額を2か月に1回請求しています。下水道が整備されている地域で  
は、水道の使用量に応じて下水道の使用料も請求されます。  
下水道については市役所 都市整備課までお問い合わせください。  
(TEL 0877-44-5017)

### B) 電気

香川県の電気は、100ボルト60ヘルツ (200ボルト60ヘルツも  
利用可能) です。転入のときは、電気器具の調整が必要なことも  
あります。電気を新たに使用するとき、または使用を中止するとき  
は四国電力(株)中讃営業所 (フリーダイヤル 0120-410-763 月  
～金 午前9時から午後5時) に連絡してください。

### C) ガス

ガスの種類は、都市ガスとプロパンガスの2種類あります。地域に  
よって種類が違います。種類に合ったガス器具をお使いください。  
都市ガス：四国ガス(株)丸亀支店 (TEL 0877-22-2301)  
プロパンガス：最寄りのプロパンガス販売店にお尋ねください。

### D) 電話

固定電話はNTT西日本(株)へお申し込みください。  
フリーダイヤル 0120-064337 (英語・中国語・ポルトガル語・  
スペイン語・韓国語/平日午前9時から午後5時)

## 7. 病院・病気のときの保険

### A) 坂出市の総合病院

坂出市立病院 坂出市寿町3-1-2 TEL 0877-46-5131  
回生病院 坂出市室町3-5-28 TEL 0877-46-1011  
聖マルチン病院 坂出市谷町1-4-13 TEL 0877-46-5195  
県内病院検索 医療Net さぬき

<https://www.qq.pref.kagawa.lg.jp/ir37/qqport/kenmintop/hospital/fk9020.php>



### B) 休日当番医

通常、病院の外来は日曜日はお休みですが、坂出市医師会による休日当番医制度を設けています。当番医をお知りになりたいときは、該当月の「広報さかいで」や市公式ホームページ内「夜間・休日診療案内」(<http://www.sakaide-med.jp/doctor.htm>)をご覧ください。なるか、自動音声案内(日本語のみ)にダイヤルしてください。(TEL 0877-45-0199)



### C) 医療保険

日本に住んでいる人は、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。公的医療保険には健康保険と国民健康保険、後期高齢者医療制度等があります。公的医療保険に加入すると、保険料を支払う必要がありますが、病気やけがで医療機関を受診しても、医療費の支払いが10%~30%ですみます。出産一時金の支給や高額な医療費を払ったときの払い戻しもあります。

#### ① 健康保険

だれが：会社などに雇用されている方とその家族  
どこで：働いている会社で加入手続きしてください。

ほけんりょう きゅうりょう てんび  
保険料は 給料 から天引きされます。

② 国民健康保険

だれが：会社などの健康保険に加入していない方で、坂出市に住民登録し、入管法により決定した在留期間が3か月を超える方は国民健康保険に加入する必要があります。

どこで：市役所 市民課 (TEL 0877-44-5005)

③ 後期高齢者医療制度

だれが：坂出市に住民登録し、入管法により決定した在留期間が3か月を超える75歳以上の方（一定の障がいのある方は申請により65歳以上）が対象です。

どこで：市役所 けんこう課 (TEL 0877-44-5006)

## 8. 子<sup>こ</sup>ども

### A) 妊<sup>にんしん</sup>娠

妊<sup>にんしん</sup>娠したら、市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup> けん<sup>けん</sup>こう<sup>こう</sup>課<sup>か</sup>に妊<sup>にんしん</sup>娠の届<sup>と</sup>出<sup>と</sup>を<sup>と</sup>し<sup>と</sup>て<sup>と</sup>く<sup>と</sup>だ<sup>と</sup>さ<sup>と</sup>い<sup>と</sup>。母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>を</sup>発<sup>は</sup>行<sup>っ</sup>し<sup>ま</sup>す。母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>は<sup>は</sup>お<sup>お</sup>母<sup>かあ</sup>さん<sup>さん</sup>と<sup>と</sup>赤<sup>あか</sup>ちゃん<sup>ちゃん</sup>の<sup>の</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>や<sup>や</sup>予<sup>よ</sup>防<sup>ぼう</sup>接<sup>せつ</sup>種<sup>しゆ</sup>の<sup>の</sup>記<sup>き</sup>録<sup>ろく</sup>を<sup>を</sup>残<sup>のこ</sup>す<sup>す</sup>た<sup>た</sup>め<sup>め</sup>の<sup>の</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>で<sup>で</sup>す。妊<sup>にんしん</sup>娠<sup>ちゆう</sup>中<sup>ちゆう</sup>に<sup>に</sup>妊<sup>にん</sup>婦<sup>ぶ</sup>一<sup>いっ</sup>般<sup>ぱん</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>が<sup>が</sup> 14<sup>じゅう</sup>回<sup>かい</sup>受<sup>う</sup>け<sup>け</sup>ら<sup>ら</sup>れ<sup>れ</sup>ま<sup>ま</sup>す。母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>と<sup>と</sup>一<sup>いっ</sup>緒<sup>しよ</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>渡<sup>わた</sup>し<sup>し</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>保<sup>ほ</sup>健<sup>けん</sup>ガ<sup>が</sup>イ<sup>い</sup>ド<sup>ど</sup>ブ<sup>ぶ</sup>ック<sup>く</sup>に<sup>に</sup>添<sup>てん</sup>付<sup>ぷ</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>受<sup>じゆ</sup>診<sup>しん</sup>票<sup>ひやう</sup>を<sup>を</sup>お<sup>お</sup>使<sup>つか</sup>い<sup>い</sup>く<sup>く</sup>だ<sup>だ</sup>さ<sup>さ</sup>い。また、出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>・子<sup>こ</sup>育<sup>いく</sup>て<sup>て</sup>応<sup>おう</sup>援<sup>えん</sup>と<sup>と</sup>して、(1)妊<sup>にんしん</sup>娠<sup>と</sup>届<sup>と</sup>出<sup>と</sup>の<sup>の</sup>時<sup>とき</sup>、(2)妊<sup>にんしん</sup>娠<sup>に</sup> 8<sup>はち</sup>か<sup>か</sup>月<sup>げつ</sup>前<sup>ぜん</sup>後<sup>ご</sup>、(3)出<sup>しゅ</sup>生<sup>しょう</sup>届<sup>と</sup>出<sup>と</sup>か<sup>か</sup>ら「赤<sup>あか</sup>ちゃん<sup>ちゃん</sup>訪<sup>ほう</sup>問<sup>もん</sup>」ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>の<sup>の</sup>間<sup>あいだ</sup>に<sup>に</sup>保<sup>ほ</sup>健<sup>けん</sup>師<sup>し</sup>と<sup>と</sup>面<sup>めん</sup>談<sup>だん</sup>を<sup>を</sup>し<sup>し</sup>て、必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な<sup>な</sup>サ<sup>さ</sup>ー<sup>さ</sup>ビ<sup>び</sup>ス<sup>す</sup>や<sup>や</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>い<sup>い</sup>て<sup>て</sup>相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>が<sup>が</sup>で<sup>で</sup>き<sup>き</sup>ま<sup>ま</sup>す。(1)、(3)の<sup>の</sup>面<sup>めん</sup>接<sup>せつ</sup>の<sup>の</sup>後<sup>あと</sup>に<sup>に</sup>そ<sup>そ</sup>れ<sup>れ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>れ、<sup>の</sup>応<sup>おう</sup>援<sup>えん</sup>金<sup>きん</sup>5<sup>ご</sup>万<sup>まん</sup>円<sup>えん</sup>が<sup>が</sup>支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>ま<sup>ま</sup>す。

### B) 出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>

出<sup>しゅ</sup>生<sup>しょう</sup>届<sup>と</sup>出<sup>と</sup>については、4. 市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup>で<sup>で</sup>す<sup>る</sup>登<sup>とう</sup>録<sup>ろく</sup>の<sup>の</sup>D) 結<sup>けつ</sup>婚<sup>こん</sup>・離<sup>り</sup>婚<sup>こん</sup>・出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>な<sup>な</sup>ど<sup>の</sup>の<sup>の</sup>届<sup>と</sup>出<sup>と</sup>の<sup>の</sup>③ 出<sup>しゅ</sup>生<sup>しょう</sup>届<sup>と</sup>を<sup>を</sup>ご<sup>ご</sup>覧<sup>らん</sup>く<sup>く</sup>だ<sup>だ</sup>さ<sup>さ</sup>い。

#### ① 出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>育<sup>いく</sup>児<sup>じ</sup>一<sup>いち</sup>時<sup>じ</sup>金<sup>きん</sup>

子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>が<sup>が</sup>生<sup>う</sup>ま<sup>ま</sup>れ<sup>れ</sup>ると、母<sup>は</sup>親<sup>おや</sup>が<sup>が</sup>加<sup>か</sup>入<sup>い</sup>し<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup> 50<sup>ご</sup>万<sup>まん</sup>円<sup>えん</sup>の<sup>の</sup>出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>育<sup>いく</sup>児<sup>じ</sup>一<sup>いち</sup>時<sup>じ</sup>金<sup>きん</sup>が<sup>が</sup>支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>ま<sup>ま</sup>す。詳<sup>くわ</sup>しくは<sup>は</sup>国<sup>こく</sup>民<sup>みん</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>の<sup>の</sup>場<sup>ば</sup>合<sup>あい</sup>は<sup>は</sup>市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup> 市<sup>し</sup>民<sup>みん</sup>課<sup>か</sup>に<sup>に</sup> (TEL 0877-44-5005)、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>他<sup>た</sup>の<sup>の</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>の<sup>の</sup>場<sup>ば</sup>合<sup>あい</sup>は<sup>は</sup>母<sup>は</sup>親<sup>おや</sup>が<sup>が</sup>加<sup>か</sup>入<sup>い</sup>す<sup>る</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>の<sup>の</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>所<sup>しょ</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>問<sup>もん</sup>い<sup>い</sup>合<sup>あ</sup>わ<sup>わ</sup>せ<sup>せ</sup>く<sup>く</sup>だ<sup>だ</sup>さ<sup>さ</sup>い。

#### ② 出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>祝<sup>しゆ</sup>金<sup>きん</sup>と<sup>と</sup>乳<sup>にゅう</sup>児<sup>じ</sup>紙<sup>かみ</sup>お<sup>お</sup>む<sup>む</sup>つ<sup>つ</sup>助<sup>じゆ</sup>成<sup>せい</sup>券<sup>けん</sup>

次<sup>つぎ</sup>の<sup>の</sup>要<sup>よう</sup>件<sup>けん</sup>を<sup>を</sup>満<sup>み</sup>た<sup>た</sup>す<sup>す</sup>か<sup>か</sup>た<sup>た</sup>は、出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>祝<sup>しゆ</sup>金<sup>きん</sup>と<sup>と</sup>乳<sup>にゅう</sup>児<sup>じ</sup>紙<sup>かみ</sup>お<sup>お</sup>む<sup>む</sup>つ<sup>つ</sup>助<sup>じゆ</sup>成<sup>せい</sup>券<sup>けん</sup>が<sup>が</sup>支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>ま<sup>ま</sup>す。

1. 出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>時<sup>じ</sup>に<sup>に</sup>母<sup>は</sup>親<sup>おや</sup>が<sup>が</sup>坂<sup>さ</sup>出<sup>い</sup>市<sup>し</sup>に<sup>に</sup>住<sup>じゅう</sup>民<sup>みん</sup>登<sup>とう</sup>録<sup>ろく</sup>し<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>か<sup>か</sup>た
2. 両<sup>りょう</sup>親<sup>しん</sup>の<sup>の</sup>ど<sup>ど</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>か<sup>か</sup>が<sup>が</sup> 1<sup>いち</sup>年<sup>ねん</sup>以<sup>い</sup>上<sup>じょう</sup>前<sup>まえ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>坂<sup>さ</sup>出<sup>い</sup>市<sup>し</sup>に<sup>に</sup>住<sup>じゅう</sup>民<sup>みん</sup>登<sup>とう</sup>録<sup>ろく</sup>し<sup>、</sup>住<sup>す</sup>ん<sup>ん</sup>で<sup>で</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>か<sup>か</sup>た
3. 出<sup>しゅ</sup>産<sup>さん</sup>日<sup>び</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup> 2<sup>に</sup>年<sup>ねん</sup>以<sup>い</sup>上<sup>じょう</sup>、坂<sup>さ</sup>出<sup>い</sup>市<sup>し</sup>に<sup>に</sup>住<sup>す</sup>む<sup>む</sup>意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>か<sup>か</sup>た

第1子・第2子に3万円、第3子以降に5万円の出産祝金が支給されます。また、生まれた子ども1人につき、市内指定取扱店で利用できる24,000円分の紙おむつ助成券が支給されます（使用期限は1歳の誕生月の月末です）。詳しくは市役所 子育て課にお問い合わせください。（TEL 0877-44-5027）

### C) 子ども医療費助成制度

だれの：坂出市に住民登録し、国民健康保険や健康保険などの医療保険に加入している中学校卒業までのお子さんの医療費について助成します。（18歳に達した最初の3月31日まで）。

どうやって：県内の医療機関、調剤薬局などで健康保険証と子ども医療費受給資格者証を提示すると、保険診療の自己負担分が無料になります。

詳しくは市役所 子育て課にお問い合わせください。（TEL 0877-44-5006）

### D) 児童手当

だれに：坂出市に住民登録し、中学校卒業までの子ども（15歳に達した後最初の3月31日まで）を養育している方に、児童手当が支給されます。支給には要件があります。

どこで：児童手当を受けるためには、市役所に申請が必要です。

詳しくは市役所 子育て課にお問い合わせください。（TEL 0877-44-5027）

### E) 保育・教育

日本の子どもの多くは就学前に保育所や幼稚園等に通い、たくさんの人と一緒に過ごすことで、いろいろなことを学びます。その年





の4月1日時点で満6歳に達する子どもは小学校へ入学し、義務教育が始まります。小学校で6年間、中学校で3年間学びます。



① 保育所

市内には、公立保育所が4園、私立保育所が5園あります。

だれが：市内に居住する小学校就学前の乳幼児で、仕事や病気、またはその他の理由で家庭での保育ができない場合は入所できます。

詳しくは市役所 ことども課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5027)



② 幼稚園

市内には、公立幼稚園が3園、国立幼稚園が1園あります。

だれが：4月1日時点で満3歳から5歳の子どもが通園できます。

詳しくは市役所 ことども課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5027)

③ 認定こども園

市内には、公立認定こども園が3園、私立認定こども園が3園あります。

幼稚園と保育所の両方のよさをあわせもった幼児教育・保育を一体的に行う施設です。

詳しくは市役所 ことども課にお問い合わせください。(TEL0877-44-5027)



#### ④ 小・中学校

日本では、4月1日時点で満6歳に達する子どもは小学校へ入学し、満12歳に達する子どもは中学校へ入学します。小学校6年間、中学校3年間は義務教育です。外国籍の子どもについては法的義務はありませんが、希望すれば入学することができます。学校は4月に始まり、翌年3月に終わります。市内には公立小学校が9校、国立小学校が1校、公立中学校が3校、国立中学校が1校あります。

公立小・中学校では、授業料や教科書は無料ですが、制服、学用品、修学旅行などの費用がかかります。公立小・中学校に關しては、住所によって指定された学校に通学します。詳しくは市教育委員会 学校教育課にお問い合わせください。(TEL

0877-44-5024)

※市内に住み、市内の小学校に通う子どもは給食が無料です。

#### ⑤ 高等学校・大学

中学校を卒業後、高等学校(3年間)に進学することができます。さらに、高等学校卒業後、大学(4年制)や短期大学(2年制)に進学することができます。高等学校と大学、短期大学へは、入学試験の合格者が入学できます。



#### F) 子育て支援

##### ① 子育て支援センター・子育てサークル

市内には、他の親子とのふれあいを深めたり、育児相談ができる子育て支援センターが3か所あります。(無料)

##### ● まろっ子ひろば

坂出市林田町 1960-6 TEL 0877-35-8119

子育てひろば	月曜～金曜日	午前10時～午後3時
屋外ひろば	日曜～金曜日	午前9時～午後5時

子育て相談 月曜～金曜日 午前9時～午後5時

● 坂出子育てふれあいセンター

坂出市八幡町2-2-17 みどり保育園内 TEL 0877-44-3930

月曜～金曜日 午前9時～午後4時

育児相談 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

● きんか子育てふれあい教室

坂出市西庄町638-1 金花保育園内 TEL 0877-46-8747

月曜～金曜日 午前9時～午後2時

育児相談 月曜～金曜日 午前8時～午後5時

つどいの広場、子育てサークルも複数あります。詳しくは、市役所  
こども課にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5027)

② ファミリーサポートセンター

地域の中で、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会  
員となり、会員同士が有料で子育てを助け合う制度です。市内  
在住または勤務している方の生後6か月頃から小学校6年生ま  
までの子どもが対象です。

利用料：月～金曜日 午前7時～午後7時 1時間700円

午後7時以降 1時間800円

土・日曜日 午前7時～午後7時 1時間800円

利用するためには事前登録が必要です。詳しくは坂出市社会福祉協  
議会ファミリーサポートセンターにお問い合わせください。(TEL  
0877-46-2055)

③ 病児・病後児保育

保護者の方が仕事等で病気の子どものみられない時、病気治療中  
の生後57日目から小学校3年生までの子どもで、症状が安定し  
入院治療を必要としないと医師が判断した場合は、一時的にお預  
かりして保育しています。

どこで：回生病院 (坂出市室町3-5-28 TEL 0877-46-1011)

い つ：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで  
利用料：市内在住者は4時間以内1000円、4時間超過2000円  
市外在住者は4時間以内1500円、4時間超過3000円  
※食事・おやつ代が別途500円必要です。  
利用するには事前登録と予約が必要です。事前登録については市  
役所 子育て課（TEL 0877-44-5027）、予約については回生病院  
（TEL 0877-46-1011）にお問い合わせください。

## 9. 税金

税金は住民の暮らしを豊かにし、住みよいまちづくりのために使われます。日本に住む外国籍の方も納税の義務があります。

### A) 所得税

その年の1月1日から12月31日までに収入があった方を対象に、その収入金額に応じて所得税がかかります。詳しくは坂出税務署にお問い合わせください。(TEL 0877-46-3131)

### B) 消費税

ものを買ったり、サービスを受けた時に消費税がかかります。税率は10%です。詳しくは坂出税務署にお問い合わせください。(TEL 0877-46-3131)

### C) 住民税(市民税・県民税)

その年の1月1日現在に住んでいる県・市町村で、前年の1月1日から12月31日までに収入があった方を対象に、その収入金額に応じて住民税(市民税・県民税)がかかります。詳しくは市役所 税務課 市民税係にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5004)

### D) 固定資産税

その年の1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に対し、固定資産税がかかります。詳しくは市役所 税務課 資産税係にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5004)

### E) 自動車税・軽自動車税

その年の4月1日現在に自動車、原動機付自転車や軽自動車を所有している方に課税されます。自動車税のことは香川県県税事務所(TEL 087-806-0314)へ、軽自動車税のことは市役所 税務課 管理係にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5004)

こくみんけんこうほけんぜい  
F) 国民健康保険税

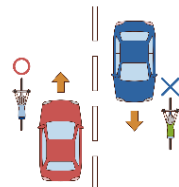
かいしゃ けんこうほけん かにゆう かた さかいでし じゅうみんとうろく  
会社などの健康保険に加入していない方で、坂出市に住民登録し、  
にゅうかんほう けつてい ざいりゅうきかん げつ こ かた こくみんけんこう  
入管法により決定した在留期間が3か月を超える方は国民健康  
ほけん かにゆう ひつよう こくみんけんこうほけんぜい  
保険に加入する必要があり、国民健康保険税がかかります。  
くわ しやくしょ ぜいむか しみんぜいがかり と あ  
詳しくは市役所 税務課 市民税係にお問い合わせください。

(TEL 0877-44-5004)

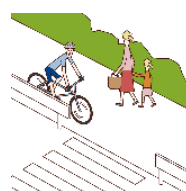
# 10. 交通ルール

## A) 自転車

自転車は車両なので、車と同じルールを守らなければいけません。



- ① 自転車は車道を走り、車道の一番左を走ります。
- ② 例外として、「歩行者と自転車が通行できる」標識のあるところでは歩道を使うことができます。また、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人は、歩道を自転車で通行することができます。歩道では、歩行者に気をつけて、車道に近いところをゆっくり通行してください。



- ③ 道路は歩行者が優先です。
- ④ 1台の自転車に2人で乗ってはいけません。例外として、16歳以上の者が、小学校入学前の一人を、幼児用の座席に乗せることができます。

- ⑤ お酒を飲んだら運転してはいけません。
- ⑥ 暗くなったら、ライトを点けなければいけません。
- ⑦ 信号を守らなければいけません。
- ⑧ 携帯電話やイヤホンを使いながら運転してはいけません。
- ⑨ 他の自転車の横に並んで走ってはいけません。
- ⑩ 傘をさして運転してはいけません。
- ⑪ ヘルメットをかぶるようにしましょう。
- ⑫ 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しなければいけません。



香川県では、自転車に乗る人は自転車損害保険に加入することが義務です。運転中にほかの人にけがをさせた時などに、保険の会社からお金がでます。もしもの事故の時のために、必ず入りましょう。

B) 歩行者

- ① 歩行者は道路の右端を歩いてください。
- ② 近くに横断歩道があるところでは、横断歩道を渡りましょう。
- ③ 信号を守りましょう。赤信号で渡ってはいけません。
- ④ 右左の安全確認をし、道路を渡りましょう。
- ⑤ 歩きながらスマートフォンを操作するのは危険なのでやめましょう。



詳しくは市役所 危機管理課へお問い合わせください。(TEL 0877-44-5023)



## 11. 日本語教室

坂出市国際交流協会では、在住外国人の日本語学習をボランティアがお手伝いする教室「にほんご@坂出」を開催しています。

だれ：日本語を学びたい方、年齢は問いません

いつ：毎週 日曜日の午後2時～3時30分（第5日曜日は除く）

どこで：坂出市立大橋記念図書館2階（坂出市 寿 町 1-3-10）

お金：無料

詳しくは坂出市国際交流協会 事務局（市役所 秘書広報課内）にお問い合わせください。（TEL 0877-44-5000）



## 12. 移住者や新婚世帯への補助金

### A) 坂出市移住促進家賃等補助金

坂出市は、香川県外に3年以上在住し、坂出市内に移住してきた40歳以下の家族の民間賃貸住宅の家賃などを一部補助しています。申し込むには、令和5年(2023年)3月31日までに坂出市に転入し、転入から2年以内であること、市税の滞納がないことや、家賃が3万円以上であることなどの条件を満たす必要があります。詳しくは市役所 政策課 政策調整係にお問い合わせください。

(TEL 0877-44-5001)

### B) 令和6年度坂出市結婚新生活支援事業補助金

坂出市は、新婚夫婦に対し、新生活を応援する補助金(家賃・住宅取得・引越・リフォーム費用)を交付しています。申し込むには、令和6年(2024年)3月1日から令和7年(2025年)3月31日までに婚姻すること、夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること、夫婦の所得が合わせて500万円未満であるなどの、条件を満たす必要があります。申し込みは令和7年(2025年)3月31日までにする必要があります。詳しくは市役所 政策課 政策調整係にお問い合わせください。また、申請の前に、事前相談を受けてください。(TEL

0877-44-5001)

※令和4年(2022年)3月31日までに婚姻した方には、上記B)の制度とは別に、民間賃貸住宅の家賃の一部補助があります(所得制限なし、年齢要件も異なります)。婚姻届を出してから2年以内に申請する必要がありますので、市役所 政策課 政策調整係にお問い合わせください。(TEL 0877-44-5001)

## 13. 相談<sup>そうだん</sup>するところ

さかいでしこくさいこうりゆうきょうかい  
坂出市国際交流協会

さかいでし す がいこくじん さほーと  
坂出市に住んでいる外国人のサポートをしています。

さかいでしむろまちにちょうめ さかいでしやくしよ ひしょこうほうかない  
坂出市室町二丁目3-5 坂出市役所 秘書広報課内

TEL 0877-44-5000



こうざい かがわけんこくさいこうりゆうきょうかい あいばるかがわない  
公財) 香川県国際交流協会 (アイパル香川内)

あいばるかがわ かがわけん す がいこくじん さほーと  
アイパル香川では、香川県に住んでいる外国人のサポートをしていま  
す。えいご ちゅうごくご かんこくご ぼるとがるご すぺいんご べとなむご  
たがろくご いんどねしあご せいかつそうだん  
タガログ語、インドネシア語での生活相談をしています。

かがわけんたかまつしばんちょういっちょうめ  
香川県高松市番町一丁目11-63

TEL 087-837-5908 <http://www.i-pal.or.jp/>



しゅつにゆうこくざいりゅうかんにりちょう がいこくじんせいかつしえんぽーたるさいと  
出入国在留管理庁 外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



ふろく  
<付録>

1. 助けが必要なときに使える知識

● 交通事故・犯罪にあったら

落ち着いて、次のことを伝えましょう。



1. 何があったか
2. いつ（事故などがあつた時間）
3. どこであつたか（事故などがあつた場所の住所が分からない時は、まわりにあるお店や建物を目印として伝えましょう）
4. 自分の名前と電話番号

● 火事するとき

落ち着いて、次のことを伝えましょう。



1. まず、「火事」と伝える
2. 火事になっている場所（住所が分からない時は、まわりにあるお店や建物を目印として伝えましょう）
3. 何が燃えているか
4. 自分の名前と電話番号

● けが・急病するとき

落ち着いて、次のことを伝えましょう。



1. まず、「救急」と伝える
2. 救急車に来て欲しい場所（住所が分からない時は、まわりにあるお店や建物を目印として伝えましょう）
3. 病気やけがをしている人の人数と様子
4. 自分の名前と電話番号

※坂出市消防本部管内の119番通報は、英語や中国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、フランス語で通話できます。

● **さいがいようでんごんばん でんごんたいやる**  
**災害用伝言板・伝言ダイヤル**

じしん だいさいがい お とき あんびかくにん でんわ さつとう でんわ  
 地震など大災害が起きた時、安否確認などの電話が殺到し、電話が  
 つながりにくい状態が数日続くことがあります。さいがいようでんごんばん  
 伝言ダイヤルを使うと、でんわ けいたいでんわ ばそこん かぞく ともだち  
 電話・携帯電話・パソコンから家族や友達  
 にメッセージを送ったり、かぞく ともだち からメッセージを聞いたり  
 できます。

A) **さいがいようでんごんばん あどれす けいたい ばそこん**  
**災害用伝言板のアドレス（携帯・パソコンから）**

NTT docomo	<a href="http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi">http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi</a>	WILLCOM	<a href="http://dengon.willcom-inc.com/">http://dengon.willcom-inc.com/</a>
au	<a href="http://dengon.ezweb.ne.jp">http://dengon.ezweb.ne.jp</a>	EMOBILE	<a href="http://dengon.emnet.ne.jp">http://dengon.emnet.ne.jp</a>
Softbank	<a href="http://dengon.softbank.ne.jp/J">http://dengon.softbank.ne.jp/J</a>		

B) **さいがいようでんごんたいやる**  
**災害用伝言ダイヤル**

さいがいようでんごんたいやる ひさいちない でんわばんごう  
 災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号から「171」に  
 だいやる あんびじょうほうなど めっせーじ ろくおん ひさいち た  
 ダイヤルして安否情報等のメッセージを録音し、被災地やその他  
 のちいき さいせい ちいき から再生できるボイスメールです。

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/english/>

めっせーじ い ひさいちない でんわばんごう  
 メッセージを入れるとき→「171+1+被災地内の電話番号」を  
 だいやる  
 ダイヤル

めっせーじ き ひさいちない でんわばんごう だいやる  
 メッセージを聞く→「171+2+被災地内の電話番号」をダイヤル

C) **さいがいようぶろーどばんどでんごんばん**  
**災害用ブロードバンド伝言板**

ひさいち す ひと あんび いんたーねっと しら  
 被災地に住んでいる人の安否を、インターネットで調べることがで  
 きます。 <https://www.web171.jp/>

## 2. 病院で使える知識

### ● 病院の基礎知識

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った大きな病院と、地域の個人医院や診療所に分かります。

医院・診療所・クリニックは入院設備が20床未満の医療機関で、軽い症状の時に診察を受けます。

200床以上の大きな病院では、医院などからの紹介状がないとお金が余分にかかることもあります。

まずは、かかりつけの医院や診療所で診察し、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることをお勧めします。

### ● 一般的な外来診療の流れ

初診の場合は必ず保険証を持っていきましょう。保険がないと診療代を全額支払うことになります。保険があっても保険証を忘れた場合は、いったん全額支払うことになります。

1. 保険証を提出し問診票に記入（再診の場合は、診察券のみ提示）
2. カルテや診察券等が作られる
3. 診療
4. 診療終了
5. 再診の必要があれば次回の予約
6. 会計のための書類、診察券を受け取る（会計が別の窓口の場合）
7. 計算窓口で会計のための書類を提出（会計が別の窓口の場合）
8. 診察料を支払う（現金払いのところが多い）、診察券や保険証、処方箋等を受け取る
9. 薬局で処方箋を提出
10. 薬を受け取り、薬代を支払う

はっこう  
発行  
ねん がつ  
2024年4月

さかいでしこくさいこうりゅうきょうかい  
坂出市国際交流協会  
さかいでしむろまちにちょうめ  
坂出市室町二丁目3-5  
さかいでしやくしょ ひしょこうほうかない  
坂出市役所 秘書広報課内  
0877-44-5000

Published

April, 2024

**Sakaide International Association**  
Sakaide City Hall  
Secretarial and Public Relations Division  
2-3-5 Muromachi, Sakaide  
0877-44-5000

